

社会福祉法人で働く社会福祉施設等職員のための退職手当金制度

# 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の ご案内

2026年度



**WAM**

独立行政法人福祉医療機構

機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

退職手当共済のページはQRまたは  
「WAM 退職手当」で検索！ →

WAM 退職手当

検索



福祉医療機構は退職手当金の支給を通じて、社会福祉施設等の経営者と職員の皆様を支えます!!

## 民間活動応援宣言

# 福祉と医療の民間活動を応援します！

### 経営理念

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域における福祉と医療の向上を目指し、お客さまの目線に立って民間活動を応援します。

### 経営理念の実現に向けて

福祉・医療施設への経営セミナーや  
個別経営診断による経営支援



福祉医療関連の情報を  
幅広く発信



社会福祉施設等でお勤めの方への退職手当金の支給



障害のある方が安心して生活を送るための一助となる  
相互扶助による保険



福祉・医療施設の建築資金や  
運営のための資金を融資



民間の創意工夫ある活動や  
地域に密着したきめ細かな活動等への助成

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業

WAMNET事業

社会福祉  
振興助成事業

退職手当共済事業

心身障害者  
扶養保険事業

承継年金住宅融資等  
債権管理回収業務

年金担保  
債権管理回収業務

こどもの未来  
応援基金

旧優生保護法  
補償金等支払等業務

ハンセン病元患者家族  
補償金支払等業務

# 目 次

## contents

制度の特色	1
制度利用の要件	3
共済契約締結の手続き	6
掛金の概要	7
利用登録の対象施設等の一覧（例示）	8
退職手当金の支給	10
退職手当金額早見表	11
退職手当共済事業実施状況	13
退職手当共済システム	16

## 退職手当共済事業ホームページ

各種届出様式や、よくある質問等を福祉医療機構の退職手当共済事業のWEBページに掲載しています。

### ●機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp>  
で「退職手当共済」をクリックするか

  
退職手当共済事業の  
ページへ移動します

### ●検索サイトで「WAM 退職手当」を検索

WAM 退職手当	検索
----------	----

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は福祉施設などにお勤めの職員のための退職手当金制度です 

1.退職手当共済制度のご案内	2.退職者のみなさまへ
3.共済契約費(法人・施設)のみなさまへおしらせ	4.共済契約費(法人・施設)のみなさまへ制度でマニュアル、約款
5.各種届出等書類	6.退職手当共済システム
7.関係法令	8.近年の制度改正
9.災害等への対応	10.参考

<b>NEW</b> 退職手当共済システム ログインページ入口	<b>NEW</b> 退職手当共済システムのご案内
------------------------------------	---------------------------



←こちらのQRからも  
アクセスいただけます

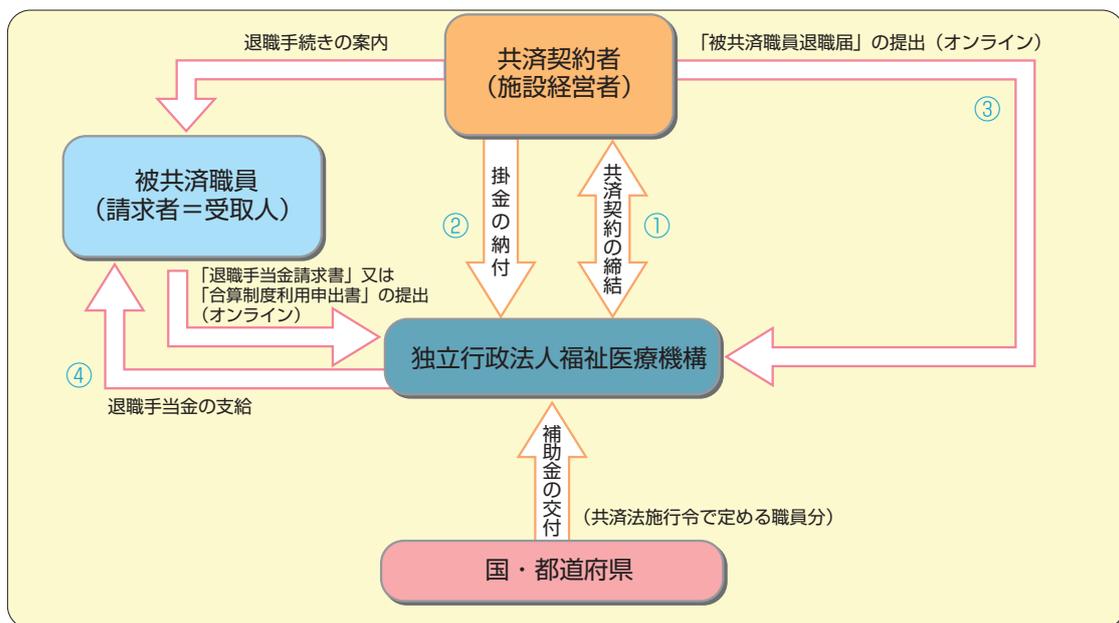
# 制度の特色

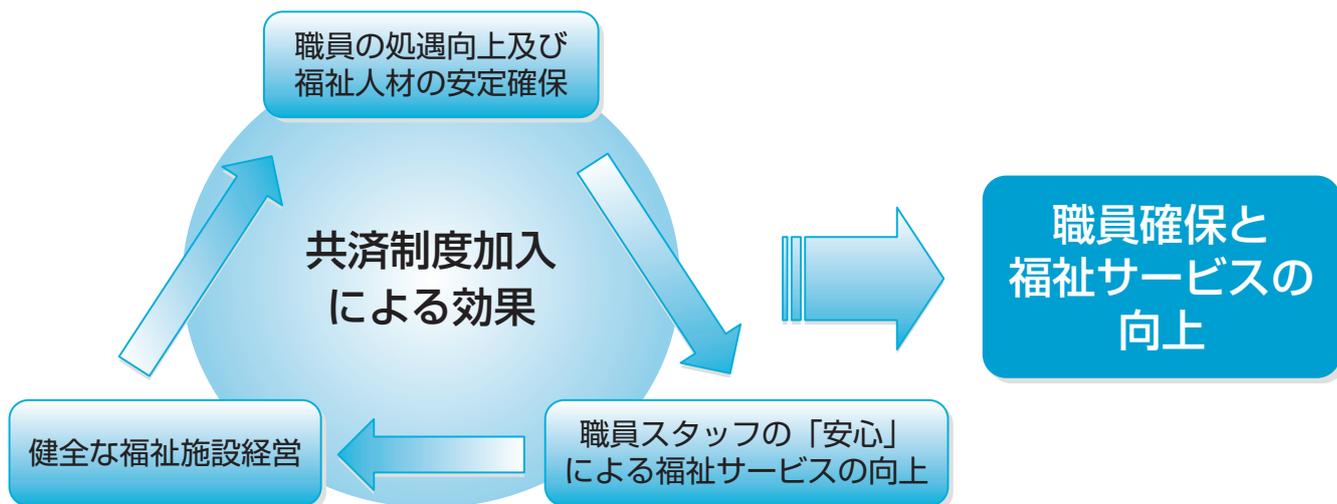
## 特色

- 退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度として「社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）」（以下「共済法」と略します。）により実施されています。
- 制度の目的は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することです。
- この制度は、社会福祉施設の経営者（社会福祉法人）に対し、共済契約の締結について強制はしていません。契約を締結するかしないかは経営者の任意です。ただし、契約を締結した場合は、当該共済契約者が経営するすべての社会福祉施設等（※）は包括的に利用登録することとなります。  
※共済法に定める「社会福祉施設」及び「特定社会福祉事業」を指します。以下同じです。
- 退職手当金の支給財源は、共済契約者、国及び都道府県の三者による負担となっています。職員の負担はありません。（ただし国及び都道府県の負担は、共済法施行令で定める職員分が対象です。）
- 財政運営は、賦課方式を採用しています。毎年度の共済契約者（施設経営者）の負担する被共済職員1人当たりの単位掛金額は、厚生労働大臣が定めています。
- 退職手当金は、退職者本人の口座に直接振込みます。

## 仕組みと流れ

- ① 共済契約の申込みを行う社会福祉法人は、「福祉医療機構」に共済契約の申込みを行い、「福祉医療機構」の承認により申込みの日から契約が成立し、効力を生じます。
- ② 共済契約を締結した共済契約者（施設経営者）は、施設区分・職員数に応じた掛金額を「福祉医療機構」に納付します。
- ③ 被共済職員が退職した場合、共済契約者（施設経営者）が作成する「被共済職員退職届」、退職者が作成する「退職手当金請求書」又は「合算制度利用申出書」を提出いただきます。（「退職手当金請求書」及び「合算制度利用申出書」については退職者の委任を受けて共済契約者が代行申請することが可能です。）
- ④ 「福祉医療機構」は、退職した職員（請求者）の口座に退職手当金を直接振込みます。  
※お支払いいただいた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。





● 法律に基づいた退職手当共済制度に加入することによる、福祉人材の安定確保と福祉サービスの向上

本制度は制度創設以来、60年以上にわたり延べ約248万人の被共済職員に退職手当金を支給してきました。2025年4月現在で約88万3千人の加入があり、2024年度には約8万2千人の被共済職員に約1,406億円支給しました。

法律に基づいて退職手当金を受け取れることが、福祉人材の確保と福祉サービスの向上につながります。

● 社会福祉法人の約90%が退職手当共済制度を利用

民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度で、福祉施設を運営する社会福祉法人のうち約90%の法人に本制度をご利用いただき、健全な福祉施設経営に貢献しています。

● 退職手当金額を比較した場合の例

下記の通り本俸が上昇し、勤務年数が長くなればなるほど、退職手当金の支給額が上がっていきます。

勤務年数 (被共済職員期間)	5年	10年	20年	30年	40年
退職前6か月間の 本俸月額平均額	20万円	22万円	28万円	33万円	41万円
<b>退職手当金見込額</b>	<b>約50万円</b>	<b>約115万円</b>	<b>約572万円</b>	<b>約1,155万円</b>	<b>約1,676万円</b>



※財政運営は、毎年積み立てる方式(積立方式)ではなく、その年度の退職手当金の支給財源を同年度に共済契約者が納付する掛金及び補助金(国・都道府県)で賄う賦課方式を採用しています。

※上記見込額は、法律改正又は職員の本俸(基本給)が減るなどの労働条件や各月の勤務状況により、下回る可能性があります。

# 制度利用の要件

## 共済契約の対象者（社会福祉法人）

- 共済契約を締結できるのは、8、9ページの「利用登録の対象施設等の一覧（例示）」のうち「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している**社会福祉法人**に限ります。（申出施設等のみを経営している場合は契約できません。）  
※幼保連携型認定こども園に係る経過措置の対象となる学校法人については、契約を締結できる場合があります。
- この制度は、共済契約を前提としていますが、契約を締結するかしないかは経営者の任意です。
- 加入しなければならない職員について、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約が締結されている場合は、本制度の契約は締結できません。

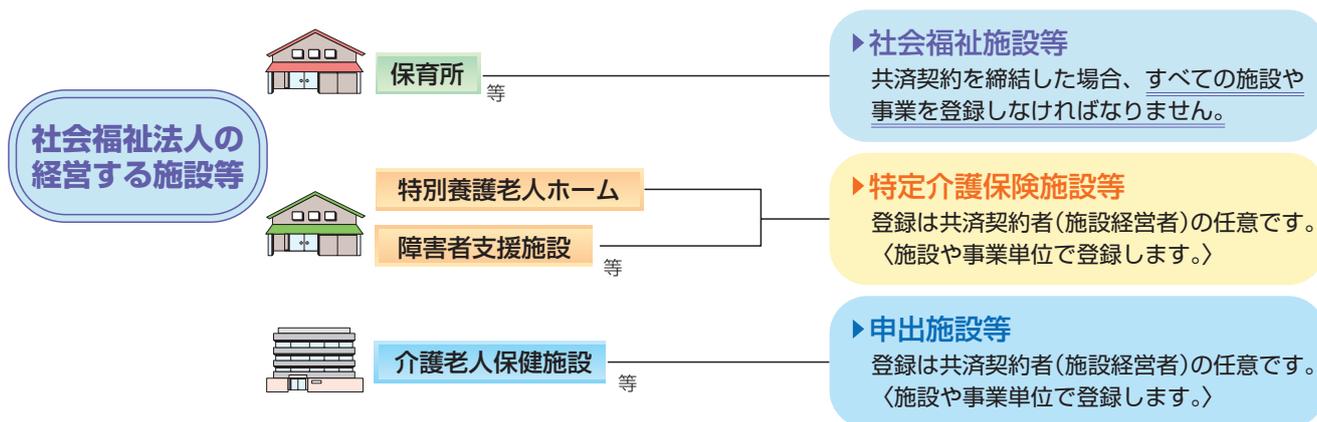
## 利用登録対象となる施設・事業

### 登録が義務となっている施設等（社会福祉施設等）

- 本制度利用において登録が義務付けられている施設等です（具体的な施設等種別は8、9ページの一覧をご覧ください）。新設又は移譲によりこの施設等を経営することとなった場合には、許認可等を受けた事業開始日からの利用登録が不可欠となっています。

### 登録が任意となっている施設等（特定介護保険施設等・申出施設等）

- 本制度利用において登録が任意となっている施設等です（具体的な施設等種別は8、9ページの一覧をご覧ください）。登録時期の制約はありません（遡及登録を除く）。



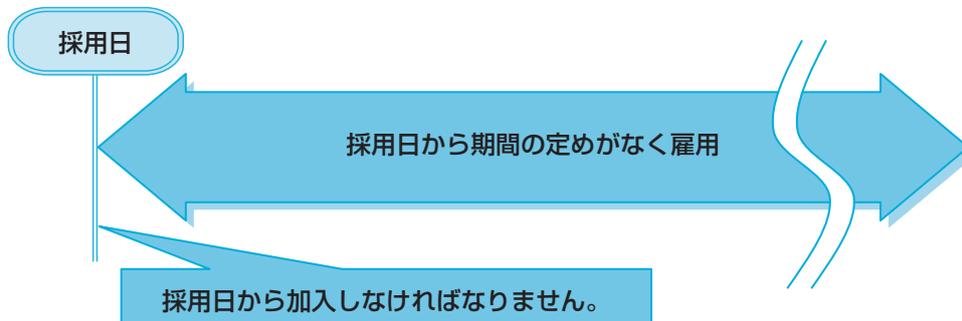
社会福祉事業		公益事業	収益事業
<b>社会福祉施設等</b> ・養護老人ホーム ・保育所 ・小規模保育事業 等	<b>特定介護保険施設等</b> ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・老人居宅介護等事業 ・障害者支援施設 ・障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等） 等	<b>申出施設等</b> ・公私連携幼保連携型認定こども園 ・企業主導型保育事業 ・事業所内保育事業 ・指定居宅介護支援事業 ・介護老人保健施設 等	・老人訪問看護事業 ・指定居宅介護支援事業 ・介護老人保健施設 ・有料老人ホーム ・学童保育 ・地域福祉センター ・調査研究事業 等
			・不動産賃貸 ・売店 ・出版業 等

（詳しくは8、9ページをご覧ください。）

## 加入しなければならない職員（被共済職員）

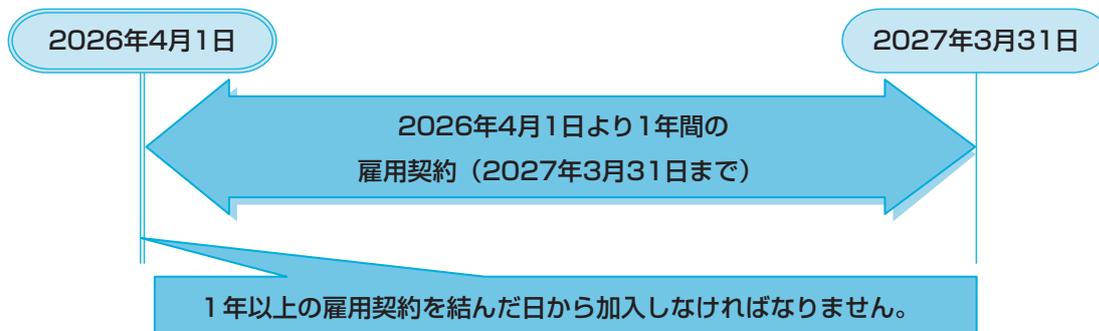
加入対象となる職員（被共済職員）とは、共済契約者（施設経営者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事することを要する、次のアからウに該当する職員です。

ア. 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）は、採用日から加入。



イ. 労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上で、1年以上の雇用期間を定めて使用される職員（※）は、採用日から加入。

※雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者を含みます。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

ウ. 労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上で、1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員は、採用から1年を経過した日から加入。



※非常勤職員、嘱託、パート等の名称で呼ばれる者を含みます。

### ポイント

- ・ 共済制度に登録した施設については、当該施設の加入対象職員全てについて加入しなければなりません。
- ・ 加入対象職員は、職名・雇用形態（常勤や非常勤）ではなく、職員の雇用契約の内容等で個別判断します。

## 制度に加入できない職員は…？

- 前頁のアからウに該当しない職員
- 地方公共団体等から出向している職員
- 警備保障会社又は高齢者福祉事業団等から派遣されている職員
- 法人の役員（施設長等を兼務している者を除きます。）
- 就労継続支援A型等の利用者
- 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約の対象となる職員

## 社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員・申出施設等職員の区分

1. 被共済職員のうち、次の者は社会福祉施設等職員となります。
  - (1) 社会福祉施設等の業務のみに従事する者
  - (2) 社会福祉施設等の業務及び社会福祉施設等以外の施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定めるいわゆる正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
  - (3) 2以上の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の本部等に所属し、社会福祉施設等の共通的管理業務に従事する者  
なお、共通的管理業務とは、次のような業務をいいます。
    - ・ 措置費又は介護報酬等の請求及び精算等に関する事務
    - ・ 予算、決算等会計経理に関する事務
    - ・ 役職員の人事、給与並びに職員の福利厚生に関する事務
    - ・ 社会保険及び退職手当共済等に関する事務
    - ・ 施設の新築、増改築及び営繕等に関する事務
    - ・ その他これらに準ずる共通的事務
2. 被共済職員のうち、次の者は特定介護保険施設等職員となります。
  - (1) 特定介護保険施設等の業務のみに従事する者
  - (2) 特定介護保険施設等の業務と社会福祉施設等の業務を兼務する者で、社会福祉施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2に満たない者
  - (3) 特定介護保険施設等の業務と申出施設等の業務を兼務する者で、特定介護保険施設等の業務の労働時間が就業規則に定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
3. 被共済職員のうち、上記1、2以外の者は申出施設等職員となります。

# 共済契約締結の手続き

共済契約締結の手続きと締結にあたっての注意事項は次のとおりです。

## 契約申込から締結及び掛金納付までの手続き

### I 「社会福祉施設職員等退職手当共済制度 共済契約のお申込み」フォームの提出

「機構ホームページ」→「退職手当共済」→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」をクリックしてください。

フォーム [必須] 欄をご入力の上、「機構へ提出する」ボタンで提出してください。

### II 「退職手当共済契約申込書」の提出

I の申込みフォームをご提出いただいた後、機構職員と契約希望日等についてご相談いただきます。ご相談後に、契約申込書のリンクが掲載されたメールが送付されますので、一週間以内にパスワードの設定をしてください。（契約申込書のリンクの有効期間は一週間となります。）

その後、システムで必要事項を入力し、資料等を添付の上、機構へ提出してください

[必要書類]

システム  
に  
入  
力

- ①社会福祉施設職員等退職手当共済契約申込書
- ②社会福祉施設職員等退職手当共済契約重要事項確認書
- ③職員名簿

契約申込日における加入要件を満たしている職員（4ページ参照）を入力してください。

添  
付  
資  
料

- ④申込者が社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等を経営していることを証する書類（下の表を参照してください。）
- ⑤法人登記簿謄本（全部事項証明書）原本（※機構が提示された日又は受領した日の前3か月以内に作成されたものとなります。）
- ⑥就業規則及び給与規程（基本給（格付）俸給表を含みます。）の写し
- ⑦以下の職員の雇用契約書
  - ・4ページに記載の加入要件が「イ」又は「ウ」の者
  - ・俸給が格付俸給表に準拠していない者

※その他必要に応じ、確認書類を求めることがあります。

#### 経営していることを証する書類

#### 確認事項

右記の確認事項(ア～カ)が明記された次のいずれかの書類  
(1)「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写)  
(2)「許可書」(写)及び「許可申請書」(写)  
(3)その他、業務委託契約書等  
(4)上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証明書

ア. 施設・事業の名称      イ. 所在地  
ウ. 施設・事業の種類      エ. 入所(利用)定員  
オ. 開始年月日              カ. 許認可、届出年月日  
※申出施設等については、「ウ」、「エ」、「カ」は不要

### III 共済契約の締結を承認した場合は、「福祉医療機構」から契約締結（共済契約証書）及び掛金納付請求についての通知

### IV 共済契約者は「掛金」を納付期日までに福祉医療機構指定口座に納付

## 締結にあたっての注意事項

- この制度は法律等によるほか、「社会福祉施設職員等退職手当共済約款」により実施されます。
- 法律等に抵触・違反すると「契約の解除」となることがあります。
- 利用対象登録をした施設等については、本共済制度の加入要件を満たす職員は、必ず本制度への加入手続きを行わなければなりません。
- 一部の理由を除き「契約の解除」となったとき、退職手当金は支給されません。また、「契約の解除」となった場合、それまで納付していただいた掛金は返還されません。
- 法律改正や財政運営の状況により、退職手当金が見込み額より下回ること、掛金額が上昇することがあります。

# 掛金の概要

## 掛金の納付

### 通常の掛金

- 毎事業年度の4月1日時点の被共済職員の状況に応じて算出した金額を、5月末までに一括で納付していただきます。（年間額の一括納付）
- 掛金は、共済契約者（事業主）が納付することになっており、被共済職員の負担ではありません。

#### 納付する掛金額＝①＋②＋③

- ① 単位掛金額 × 社会福祉施設等職員数
- ② 単位掛金額 × 3 × 特定介護保険施設等職員数
- ③ 単位掛金額 × 3 × 申出施設等職員数

#### 単位掛金額

- 金額は、毎年度末に厚生労働大臣が定めます。
- 2026年度の単位掛金額は49,500円です。  
※2026年2月時点での予定額です。

### 契約締結時の掛金

- 契約締結の通知日から2カ月以内に納付していただきます。
- 納付掛金額は、年間額（通常掛金の計算を参照）に、契約締結月を含む月割計算した額となります。

### ポイント

- ・ 職員個人の負担はありません。
- ・ 財政方式は、賦課方式（当該年度の給付に必要な財源を当該年度の掛金でまかいます。）を採用しています。



区分	社会福祉施設等	特定介護保険施設等	申出施設等
困難な問題を抱える女性への支援に関する施設	女性自立支援施設		
障害者総合支援法に関する施設等		障害者支援施設 居宅介護事業 行動援護事業 重度訪問介護事業 重度障害者等包括支援事業 短期入所事業（ショートステイ） 生活介護事業 療養介護事業 自立訓練事業 就労移行支援事業 就労継続支援事業 就労定着支援事業 就労選択支援事業 自立生活援助事業 共同生活援助事業（グループホーム） 同行援護事業 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	（例示） 自立支援医療 特定相談支援事業 一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援等）  …等
その他の社会福祉施設 その他の施設	社会事業授産施設 （6か月間、生活保護法による委託事務費が支弁され、かつ、期間中の利用人員が定員に対し、平均して50%を超えた実績のあるもの）		（例示） 病院 診療所 宿所提供施設（生活保護法の規定に基づく指定に係るものを除く） 隣保館 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム 母子健康包括支援センター  …等

※本部・開設準備室・出向（在籍出向）など、この一覧に記載されていない場合については、共済部退職共済課までお問い合わせください。

# 退職手当金の支給

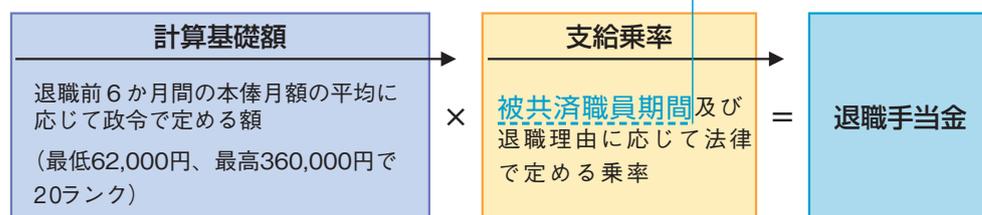
被共済職員が退職(原則として、共済契約の解除以外の理由により被共済職員ではなくなることをいいます。)したときは、退職者本人(死亡退職の場合はその遺族)に、退職手当金が支給されます。

## 退職手当金額 ※P11、12の退職手当金額早見表をご参照ください

- 退職手当金額は、退職前6か月間の平均本俸月額により該当する計算基礎額に支給乗率(退職理由及び被共済職員期間による)を乗じて得た額です。

### 被共済職員期間

被共済職員期間は、被共済職員になった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までで月単位で計算します。業務に従事した日数が10日以下の月などは、被共済職員期間に算入されません。(通算して1年未満の端数の月がある場合には、その端数の月は切捨てます。)



## 請求方法

- 共済契約者が作成する「被共済職員退職届」及び退職者(または委任された共済契約者)が作成する「退職手当金請求書」を退職手当共済システムにより提出します。

## 支給

- 支給の要件に該当する場合は、退職者本人の金融機関の口座に振込みます。

## 退職手当金が支給されないケースは…?

- 共済契約者が掛金を納付していないとき
- 共済契約が解除された日以降に退職したとき
- 被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき
- 被共済職員期間となる月の合計が12か月未満のとき
- 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により支給制限に該当する退職のとき
- 退職手当金の請求権が時効(退職した日の翌日から5年経過)により消滅しているとき
- 合算制度の利用申出をしたとき

### 合算制度

被共済職員の期間が1年以上ある退職者が、退職手当金を請求せず合算制度の利用意向を示し、退職日から3年以内に再び本制度に加入した際に期間合算の実施手続きを行うと、既存の被共済職員期間と今後の被共済職員期間を合算する仕組みです。

# 退職手当金額早見表 (2026年度)

## 普通退職

被共済 職員期間	計算 基礎額	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000
1年		32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350
2年		64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700
3年		97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050
4年		129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400
5年		161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750
6年		194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100
7年		226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450
8年		258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800
9年		291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150
10年		323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500
11年		478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980
12年		526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960
13年		573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940
14年		621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920
15年		668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900
16年		830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127
17年		907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367
18年		985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607
19年		1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847
20年		1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875
21年		1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375
22年		1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875
23年		1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375
24年		1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875
25年		1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375
26年		1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975
27年		1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575
28年		2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175
29年		2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775
30年		2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375
31年		2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075
32年		2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775
33年		2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475
34年		2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175
35年		2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875
36年		2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575
37年		2,691,606	3,212,562	3,733,518	4,341,300	4,992,495	5,643,690	6,294,885	6,946,080	7,597,275
38年		2,756,334	3,289,818	3,823,302	4,445,700	5,112,555	5,779,410	6,446,265	7,113,120	7,779,975
39年		2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,280,160	7,962,675
40年		2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,447,200	8,145,375
41年		2,950,518	3,521,586	4,092,654	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,614,240	8,328,075
42年		3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775
43年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
44年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
45年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
46年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
47年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
48年		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250
49年以上		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250



# 退職手当共済事業実施状況

## 退職手当共済制度発足の背景

- 1955年代、民間の社会福祉施設職員と国公立の社会福祉施設職員とは、給与、その他の待遇面での格差が広がっており、民間の施設においては必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図れない状況でした。
- 給与は徐々に改善しましたが、退職金については小規模な施設が多いことから積み立てる財源がなく、また、独自の制度の設置も困難でした。
- 1959年、中小企業退職金共済制度が創設されましたが、非営利事業である社会福祉事業経営者では掛金負担が困難であり、一定の水準を保った退職手当金の支給が困難な状況でした。
- 1960年、全国社会福祉協議会の特別委員会及び厚生省において、退職手当共済制度について調査、検討が行われました。
- 1961年6月、社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定され、社会福祉事業振興会において、10月から事業を開始しました。

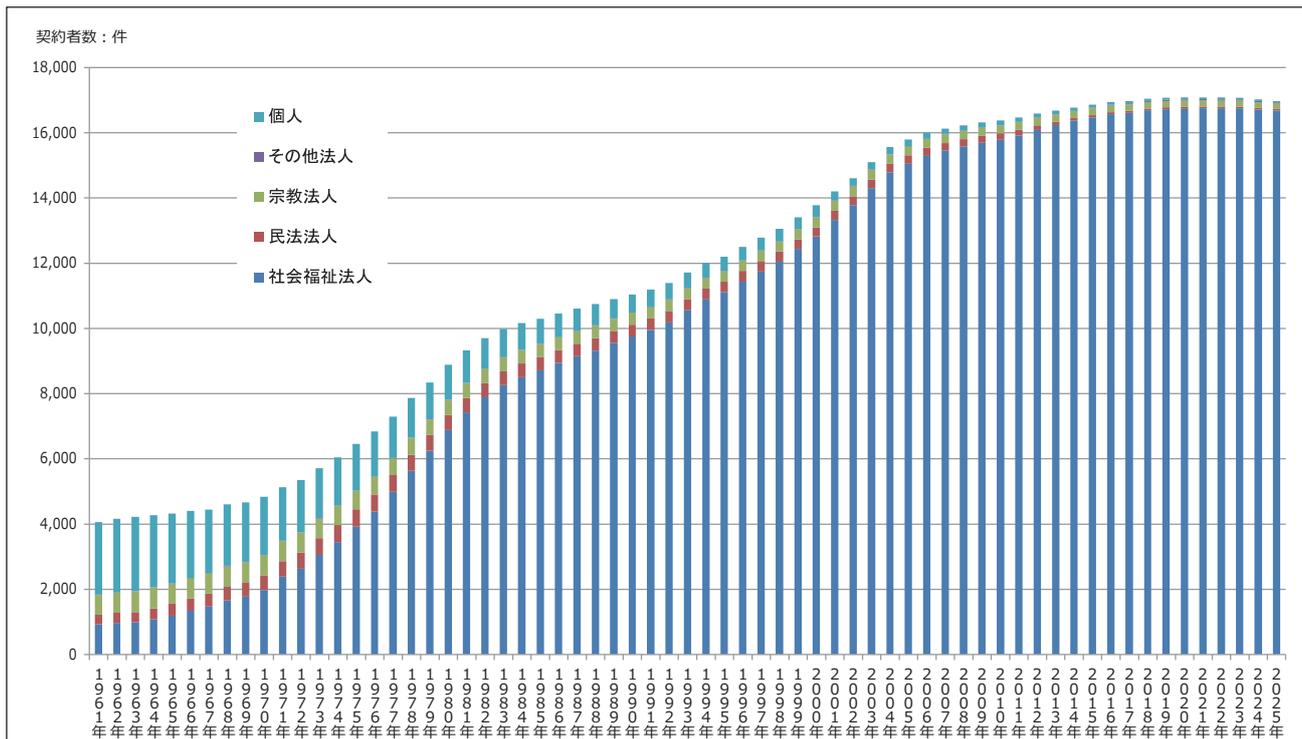
## 退職手当共済制度の制定及び変遷

民間社会福祉施設における優秀な人材の確保、定着化を図ることをもって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし、1961年に社会福祉施設職員等退職手当共済法が制定されました。

- **1961年10月1日** **社会福祉施設職員退職手当共済法施行・事業開始**  
(福祉医療機構の前身の社会福祉事業振興会が実施主体)
- **1992年7月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**  
⇒法律名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改めました。  
⇒ゴールドプランの推進等、在宅福祉事業の重要性が増し、ホームヘルパー等の人材を確保する観点から、在宅福祉事業についても対象事業に追加するなどの改正を実施しました。
- **2001年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**  
⇒社会福祉法人制度が成熟化し、社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められている状況を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に契約者を限定し、共済契約対象となる施設を拡大(申出施設等を追加)しました。
- **2006年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**  
⇒介護保険における民間とのイコールフットिंगの観点から、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業についての公的助成を廃止しました。(共済掛金が1/3の職員と3/3の職員とに二分化) 制度の安定化を図る等の観点から、給付水準を1割抑制し、従来の継続異動に加え、退職後2年以内に再び被共済職員になる等一定要件を満たす場合、前後の期間を合算できる等の改正を実施しました。
- **2016年4月1日** **社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正施行**  
⇒措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の供給の在り方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットिंगを図り、国民に対し説明責任を果たせる制度とする必要があること、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するような制度設計とする必要があることとされており、こうした観点から、退職手当金の給付水準の見直し、被共済職員期間の合算制度の見直し、障害者関係の施設又は事業に係る公費助成の見直しを行う等の改正を実施しました。

1961年の共済法施行後、4回の主な法改正を経て、現在に至ります。

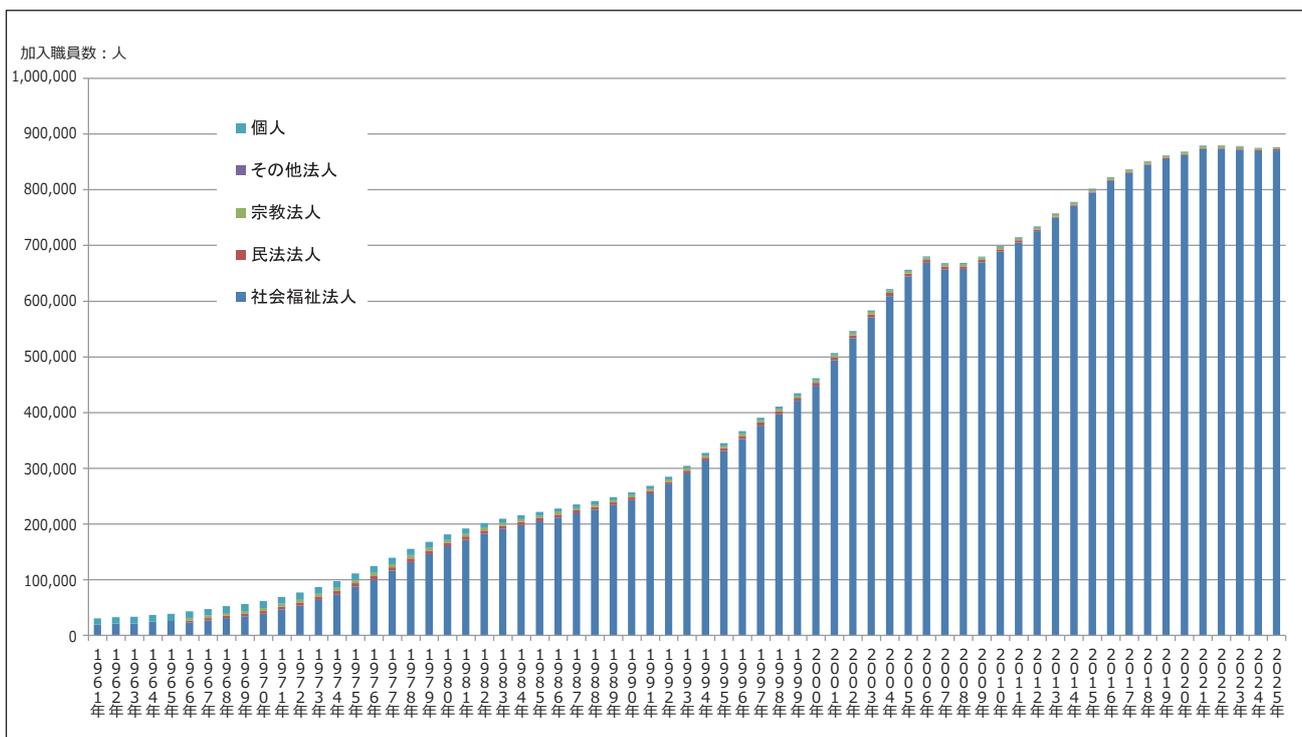
## 共済契約者数の推移



### ●共済契約者（経営主体別）

制度開始当初は4,000契約者ほどでしたが、現在では約17,000契約者となっています。経営主体別に見ると、当初は個人の契約者が半分以上でしたが、2001年の制度改正（契約の対象者を社会福祉法人に限定）の影響もあり、現在では全契約者のうち約98%が社会福祉法人となっています。

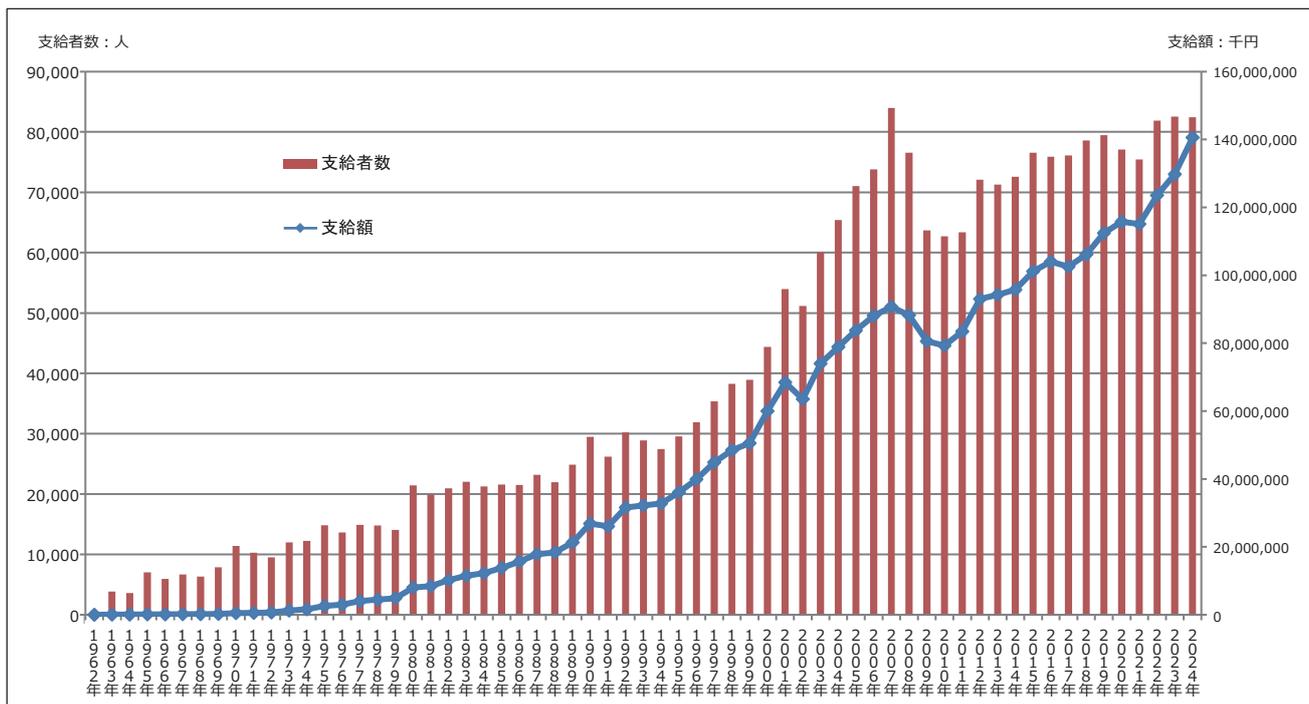
## 加入職員数の推移



### ●加入職員数（経営主体別）

現在では、約88万3千人の職員が加入しています。2006年に介護保険制度の対象となる施設・事業に対する公的助成が廃止された影響により、一時的に加入職員数は減少しましたが、その後は再び増加後に横ばいの傾向にあります。

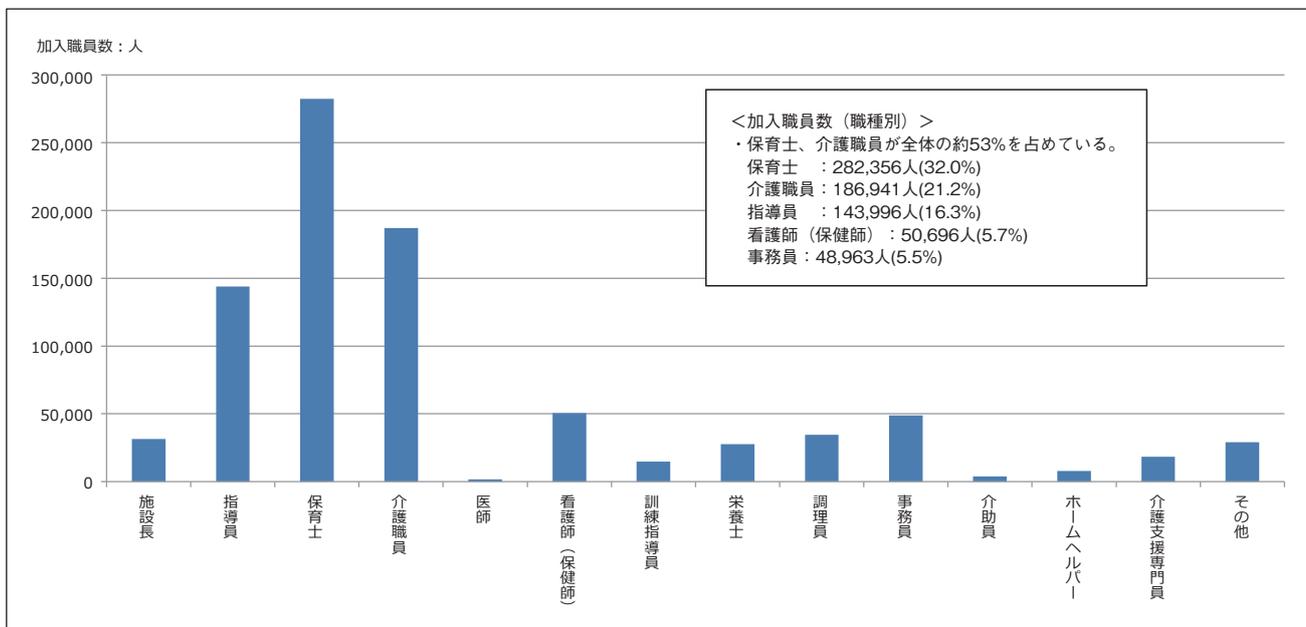
## 退職金支給者数・支給額の推移



### ●退職金支給者数・支給額

おおむね被共済職員数と同様に推移しています。2008年度以降に一旦減少しましたが、近年は再び増加の傾向にあります。

## 加入職員数（職種別） ※2025年4月1日現在



実 共  
施 濟  
状 事  
況 業

# 退職手当共済システム

## 退職手当共済システムについて

2025年1月より「退職手当共済システム」を運用しています。システムをご利用いただくことで、掛金届や退職届など、退職手当共済に関するすべての届出をオンラインで申請することができます。お手続きの際は、ぜひ「退職手当共済システム」をご利用ください。



## 退職手当共済システムの特長

退職手当共済システムの主な特長を紹介します。

### スマートフォンによる退職手当金請求

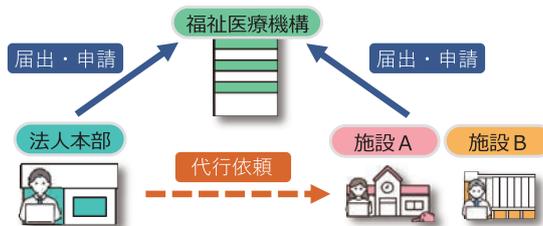
退職者ご自身が、スマートフォンで専用のQRを読み取り、必要事項を入力することで、退職手当金請求書の作成・提出ができます。

専用の二次元コードを読み取り、情報を確認・入力するだけ！



### 複数IDにより施設単位で入力・管理

法人本部から各施設（担当者）に届出書の入力や職員情報の管理を依頼することができます。法人・施設間で作業を分担することができます。



### 必要な手続きはシステムでお知らせ

各種届出の提出時期に合わせ、退職手当共済に関するお知らせがシステム及びメールで通知されるため、届出忘れの防止につながります。

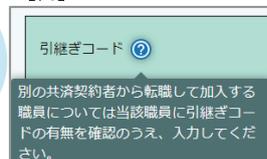
通知	対応期日	手続き名	手続き内容
未読	2025/01/07	「退職手当共済システム」がスタートしました	
未読	2025/01/14	届出等の廃止	【WAM退職共済】廃止、停止をした施設、事業はありますか？
未読	2025/01/15	従業員更新	【WAM退職共済】職員の従業員状況を最新の状況に更新してください
未読	2025/01/16	職員の加入	【WAM退職共済】新たに採用した正社員もしくはパート
未読	2025/01/17	配置換え	【WAM退職共済】配置換え（施設間異動）職員はいま

### 間違い防止・入力支援機能の充実

充実した間違い防止・入力支援機能で、初めて手続きする方にも簡単にご利用いただけます。

**入力支援機能**  
各入力項目の?マークのアイコンをクリックすると入力項目の解説が表示されます。

【例】

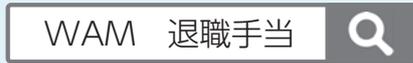


## 共済契約のお申込み

- 共済契約のお申込みは福祉医療機構のホームページで受け付けています。



◀ こちらのQRからアクセスしてください。  
(<https://www.wam.go.jp/taite/SCRC030001>)



◀ または「WAM 退職手当」で検索し、福祉医療機構のホームページにアクセス

※制度利用の要件はパンフレットのP3、契約の流れはP6をご参照ください。

## お問い合わせ先

- 共済契約や制度に関するご質問は、下記連絡先までお問い合わせください。

☎ お問い合わせ先 9:00~17:00(土日・祝日は除く)

TEL 0570-050-294  
(FAX 03-3438-0584)

※一部のIP電話からはつながらない場合があります。

✉ お問い合わせフォーム

ホームページのお問い合わせフォームからご連絡ください。  
(メールもしくはお電話で回答いたします)

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/info-tabid-640/info-kyousai01-tabid-2093/>



独立行政法人 福祉医療機構  
共済部 退職共済課

〒105-8486  
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号  
ヒューリック神谷町ビル9階



本部



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。